

「消費税インボイス制度の2023年10月からの実施について 再考を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書

【陳情趣旨】

消費税の適格請求書保存方式（インボイス制度）の2023年10月からの実施について再考を求める意見書を国に提出してください。

【陳情理由】

ウクライナ情勢や深刻な物価高騰により、依然として私たち市民の仕事や生活は厳しい状況であるにも関わらず、政府は2023年10月より消費税のインボイス制度を導入しようとしています。

インボイス制度が導入された場合、多くの免税事業者が取引先からインボイスの発行を求められ課税事業者になることを余儀なくされます。仮に建設業の一人親方がインボイスの登録により課税事業者となった場合、年収500万円で約18万円もの新たな税負担となります。さらに仕入税額控除を行うためには、税率ごとの請求書の仕訳など膨大な実務負担が増えることとなります。

一方、東京商工リサーチの調査では、個人事業者におけるインボイスの登録は6月末時点で約53%と依然として登録が進んでおらず、十分に周知が行われているとは言い難い状況です。政府は、免税事業者の税負担・事務負担を軽減するためとして制度導入から3～6年間の特例措置を設けましたが、制度を複雑化させることで現場ではより混乱することが懸念されます。

インボイス制度は、建設業、タクシー業界、アニメ業界、声優業界などフリーランスで働いている免税事業者をはじめ、ほぼ全ての人に影響を及ぼします。このままインボイス制度が実施されれば、多くの事業者が事業継続の瀬戸際に立たされるだけでなく、地域経済の停滞を引き起こしかねません。

私たちは、消費税・適格請求書等保存方式（インボイス制度）の10月からの実施について、国に再考することを強く求めます。

以上のことから、貴議会に対し、地方自治法99条の規定により、下記の意見書を国に提出することを陳情します。

令和5年 8月10日

東京都あきる野市議会議長 村野 栄一 殿

東京都羽村市小作台5-21-6

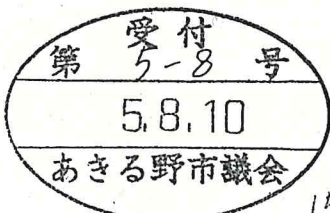
東京土建一般労働組合西多摩支部

執行委員長 宮崎 透

副執行委員長 宮本 勤

住所：あきる野市戸倉371

電話



15:46